

(庶ろー15-B)

平成25年3月22日

地方裁判所事務局総務課長 殿 (東京、大阪を除く。)

地方裁判所事務局総務課文書企画官 殿

最高裁判所事務総局情報政策課専門官 若 井 啓 悟

刑事裁判事務支援システム (KEITAS) の導入展開完了
に伴う今後の運用等について (事務連絡)

刑事裁判事務支援システム (以下「KEITAS」という。) は、2月25日に
全国の地方裁判所への導入展開が完了しました。

ついては、従前利用していたプログラムの削除等及び今後のKEITASの運用
等に当たっては下記のとおり取り扱うようお取り計らいください。

なお、この取扱いに合わせて、導入事務担当者 (総括) と当課情報処理第二係で
構成するメーリングリストの使用及び同メーリングリストによる質問・回答一覧の
配布をいずれも終了いたします。

おって、当直時にKEITASに関する緊急の連絡を行う場合に備え、貴庁管内
において当直事務 (連絡員態勢の庁を含む。) を行っている庁の電話番号 (勤務時
間外でも自動応答に切り替わらないもの) 及びファクシミリ番号を別紙様式に記載
の上、3月29日までに同係あてメールアドレス ()
まで送付してください。

記

1 期日進行管理プログラム (刑事通常第一審事件用) の取扱い

本日付け当課参事官事務連絡「期日進行管理プログラム (刑事通常第一審事件
用) の運用終了について」のとおり、同プログラムの運用を終了するので、職員

貸与端末の内蔵ハードディスク、多機能サーバ及びバックアップ用外部記憶媒体等に保存されている同プログラムを構成するファイル（「新刑事2000.mdb」及び「新刑事データ2000.mdb」）を速やかに削除する。

なお、上記のプログラム削除後もKEITASへ移行されなかったデータを参照する業務上の必要性がある場合に限り、同データをExcelファイル等の外部ファイルに出力し、保管することは差し支えないが、出力したデータは各庁の責任において管理する（別添1「期日進行管理プログラム（刑事通常第一審事件用）の既済事件一覧のデータをExcelファイルに出力する方法」を参照）。

2 KEITASデータ移行ツールの取扱い

KEITAS導入準備作業における期日進行管理プログラム（刑事通常第一審事件用）からのデータ移行作業が完了したので、職員貸与端末の内蔵ハードディスク、多機能サーバ及びバックアップ用外部記憶媒体等に保存されている同ツールを構成するファイル（「KEITASデータ移行ツール.mdb」）を速やかに削除する。

3 裁判事務処理システム用のDMカードの取扱い

裁判事務処理システムを利用するためのDMカードについては、各庁において、適宜廃棄して差し支えない。

4 今後のKEITASの運用上の留意事項

別添2「導入展開完了に伴うKEITAS運用上の留意事項」記載のとおり

(別紙様式)

緊急連絡先について(回答)

庁名

本庁・支部	電話番号(架電先)	FAX番号(架電先)	備考

(記載例)

庁名
〇〇地方裁判所

本庁・支部	電話番号(架電先)	FAX番号(架電先)	備考
本庁	01-1111-1111(当直室)	01-1111-1234(当直室)	
△△支部	01-1234-5678(刑事書記官室)	01-1234-8765(刑事書記官室)	連絡員態勢

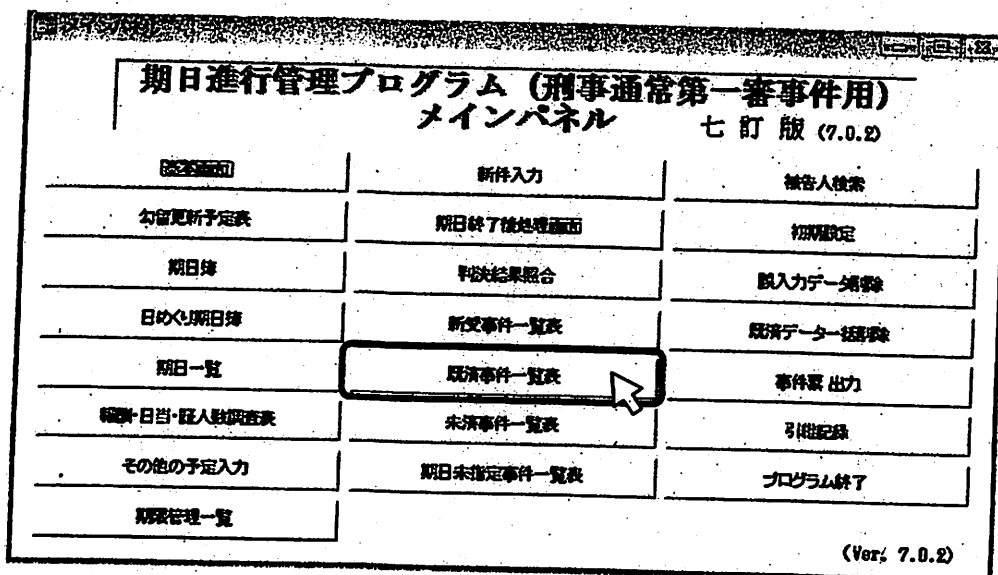
※貴庁管内において当直事務(連絡員態勢の庁を含む。)を行っている庁の緊急連絡先を御回答ください。
※勤務時間外でも繋がる庁内の電話番号(自動応答に切り替わらないもの)及びファクシミリ番号を記載してください。
※本庁において取りまとめの上、情報処理第二係メールアドレス()に送信してください。

期日進行管理プログラム（刑事通常第一審事件用）の 既済事件一覧のデータをExcelファイルに出力する方法

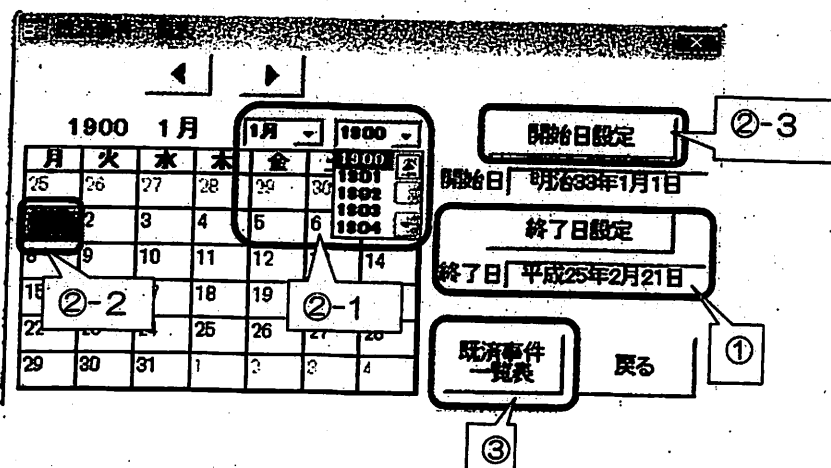
期日進行管理プログラム（刑事通常第一審事件用）の既済事件一覧のデータをExcelファイルに出力する方法は以下のとおりです。

なお、新受事件一覧表、未済事件一覧表、勾留更新予定表及び期日一覧のデータについても同様の方法でExcelファイルに出力することができます。

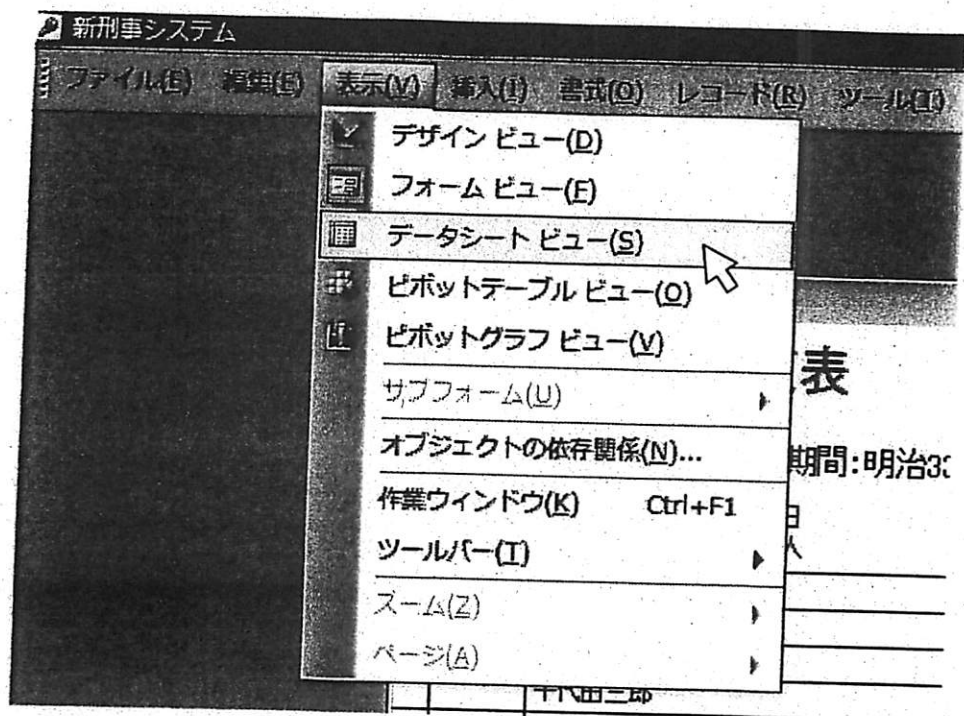
- 1 期日進行管理プログラム（刑事通常第一審事件用）を開き、メインパネルの「既済事件一覧表」をクリックします。



- 2 「既済事件一覧表」ウィンドウが開いたら、
 - ①終了日に操作をしている当日を設定します。
 - ②開始日に「明治33年1月1日」を設定します（設定方法は②-1～②-3のとおりです）。
 - ②-1 カレンダーコントロールのリストから「1900」、「1月」を選択します。
 - ②-2 カレンダーコントロールの「1」を選択します。
 - ②-3 「開始日設定」をクリックします。
 - ③「既済事件一覧表」ボタンをクリックします。



- 3 既済事件一覧表が表示されたら、メニューバーの「表示」→「データシートビュー」をクリックします。



- 4 既済事件一覧の表示が以下のような形式になることを確認します。

データシートビュー

件名	既済年月日	被告人	現在の身柄	追放先	事件番号	既済年月日	罪名	執行区分	備考
115	H24/2/1	千代田三郎	仮釈		平成24706	H24/1/4	窃盗(既済)	有罪	
115	H24/2/7	千代田三郎	仮釈		平成24709	H24/1/31	窃盗(既済)	有罪	有期懲役1年6月
115	H24/2/22	ジェーン・スミス	仮釈	高野	平成24727	H24/1/4	窃盗(既済)	有罪	有期懲役1年6月
115	H24/2/22	ジェーン・スミス	仮釈	高野	平成24724	H24/1/5	窃盗(既済)	有罪	有期懲役1年6月
215	H24/2/21	藤田北	仮釈		平成24722	H24/1/4	窃盗(既済)	有罪	有期懲役1年6月
215	H24/1/9	藤田北	仮釈		平成24715	H24/2/14	窃盗(既済)	有罪	
215	H24/2/14	重井英	仮釈		平成24723	H24/1/4	窃盗(既済)	有罪	窃盗、その他
215	H24/2/1	重井英	仮釈		平成24711	H24/2/6	窃盗(既済)	有罪	窃盗、その他
215	H24/2/1	内野二重	仮釈		平成24708	H24/1/26	窃盗(既済)	有罪	有期懲役1年6月
215	H24/4/11	台場四郎	仮釈		平成24721	H24/1/2	窃盗(既済)	有罪	有期懲役1年6月
215	H24/4/11	台場四郎	仮釈		平成24714	H24/2/13	窃盗(既済)	有罪	有期懲役1年
合算A氏	H24/6/6	重二重	仮釈		平成24712	H24/2/6	窃盗(既済)	有罪	有期懲役1年
合算A氏	H24/6/6	重二重	仮釈		平成24710	H24/2/1	窃盗(既済)	有罪	有期懲役6年
					平成24705	H24/1/5	窃盗(既済)	有罪	有期懲役6年

- ツール(T) ウィンドウ(W) ヘルプ(H)

質問を

終局年月日

Microsoft Office Word へ差し込み(M)

Microsoft Office Word へ出力(P)

Microsoft Office Excel へ出力(A)

事件番号	起訴年月日	犯行	終局区分
平成24わ6	H24/1/4	覚せい剤取締法違反	有罪
平成24わ9	H24/1/31	道路交通法違反	有罪
平成24わ7	H24/1/4	覚せい剤取締法違反	有罪
平成24わ4	H24/1/6	傷害	有罪
平成24わ2	H24/1/4	窃盗	有罪
平成24わ16	H24/2/14	窃盗	無罪
平成24わ3	H24/1/4	窃盗	移送、その他
平成24わ11	H24/2/8	道路交通法違反	8条併合
平成24わ8	H24/1/26	器物損壊	有罪
平成24わ1	H24/1/2	傷害	有罪
平成24わ14	H24/2/13	恐喝未遂	有罪
平成24わ12	H24/2/9	恐喝	有罪
平成24わ10	H24/2/1	現住建造物等放火	有罪
平成24わ5	H24/1/6	窃盗	有罪

- | A1 | 法廷記録 | | | | | | | | | | |
|----|------|----|----|-------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 日 | 年 | 月 | 日 | 時間 | 場所 | 審判官 | 検察官 | 被告人 | 弁護人 | 証人 | 記録係 |
| 1 | 1981 | 12 | 1 | 10:00 | 東京地裁 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 |
| 2 | 1981 | 12 | 2 | 10:00 | 東京地裁 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 |
| 3 | 1981 | 12 | 3 | 10:00 | 東京地裁 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 |
| 4 | 1981 | 12 | 4 | 10:00 | 東京地裁 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 |
| 5 | 1981 | 12 | 5 | 10:00 | 東京地裁 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 |
| 6 | 1981 | 12 | 6 | 10:00 | 東京地裁 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 |
| 7 | 1981 | 12 | 7 | 10:00 | 東京地裁 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 |
| 8 | 1981 | 12 | 8 | 10:00 | 東京地裁 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 |
| 9 | 1981 | 12 | 9 | 10:00 | 東京地裁 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 |
| 10 | 1981 | 12 | 10 | 10:00 | 東京地裁 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 |
| 11 | 1981 | 12 | 11 | 10:00 | 東京地裁 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 |
| 12 | 1981 | 12 | 12 | 10:00 | 東京地裁 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 |
| 13 | 1981 | 12 | 13 | 10:00 | 東京地裁 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 |
| 14 | 1981 | 12 | 14 | 10:00 | 東京地裁 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 |
| 15 | 1981 | 12 | 15 | 10:00 | 東京地裁 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 |
| 16 | 1981 | 12 | 16 | 10:00 | 東京地裁 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 |
| 17 | 1981 | 12 | 17 | 10:00 | 東京地裁 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 |
| 18 | 1981 | 12 | 18 | 10:00 | 東京地裁 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 |
| 19 | 1981 | 12 | 19 | 10:00 | 東京地裁 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 |
| 20 | 1981 | 12 | 20 | 10:00 | 東京地裁 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 |
| 21 | 1981 | 12 | 21 | 10:00 | 東京地裁 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 |
| 22 | 1981 | 12 | 22 | 10:00 | 東京地裁 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 |
| 23 | 1981 | 12 | 23 | 10:00 | 東京地裁 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 |
| 24 | 1981 | 12 | 24 | 10:00 | 東京地裁 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 |
| 25 | 1981 | 12 | 25 | 10:00 | 東京地裁 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 |
| 26 | 1981 | 12 | 26 | 10:00 | 東京地裁 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 |
| 27 | 1981 | 12 | 27 | 10:00 | 東京地裁 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 |
| 28 | 1981 | 12 | 28 | 10:00 | 東京地裁 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 |
| 29 | 1981 | 12 | 29 | 10:00 | 東京地裁 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 |
| 30 | 1981 | 12 | 30 | 10:00 | 東京地裁 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 |
| 31 | 1981 | 12 | 31 | 10:00 | 東京地裁 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 |
| 32 | 1981 | 12 | 32 | 10:00 | 東京地裁 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 |
| 33 | 1981 | 12 | 33 | 10:00 | 東京地裁 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 | 佐々木 |

導入展開完了に伴うKEITAS運用上の留意事項

KEITAS導入展開完了によって、今後は全国の地方裁判所でKEITASが利用されることとなります。そこで、既に連絡済みの事項を含め、運用上留意すべき事項を以下のとおりまとめましたので、各庁においては以下の内容に留意して運用等を行ってください。

1 操作方法等に関する質問等の連絡先について

KEITAS本稼働開始後は、ユーザサポートが利用できますので、操作方法に関する御質問、その他システムに関するお問い合わせ、不具合の連絡については、ユーザサポートまで御連絡ください。

なお、オンラインヘルプの「よくある質問と回答」も随時更新しますので、是非御利用ください。

2 システム管理マニュアルの新規掲載について

導入完了に伴い、KEITASの導入準備及び運用に関する「KEITASシステム導入・管理マニュアル」を「KEITASシステム管理マニュアル」に改訂し、同マニュアルをオンラインヘルプに新規掲載する予定ですので、今後の運用等の際に参照してください。掲載した際はKEITASの「お知らせ」において御連絡します。

3 ソフトウェアの取扱いについて

KEITASを利用するための以下のソフトウェアを新たにインストールする必要がある場合は、FTPサーバからインストーラをダウンロードしてください（ダウンロードの方法等については、平成24年11月30日付け広報課課長補佐、当課専門官及び経理局主計課課長補佐事務連絡「[REDACTED]のインストーラ等の配布について」並びに平成25年3月8日付け当課専門官事務連絡「[REDACTED]等のインストーラ等の配布について」を参照してください。）。

XP機	Vista機
■■■■■	■■■■■
■■■■■ (押収物貼付用番号札を印刷する端末のみ)	■■■■■
■■■■■ ドライバ (押収物貼付用番号札を印刷する端末のみ)	■■■■■ (押収物貼付用番号札を印刷する端末のみ)
	■■■■■ ドライバ (押収物貼付用番号札を印刷する端末のみ)

(注) ■■■■■ 及び ■■■■■
■■■■■ についてはインストールする必要はありません。

4 ユーザの登録方法について

本番環境及び Web 研修環境には、登録可能なユーザに制限があり、それぞれのユーザごとに、登録可能な職員番号が決まっています。登録可能なユーザは以下のとおりです。今後はこれ以外のユーザは作成しないようにしてください。

(1) 本番環境

ユーザ種類	登録する職員番号	氏名	登録主体
裁判所職員	■■■■■	実名	各庁で登録
当直ユーザ※1	■■■ + ■■■■■ + ■■■	仮名	最高裁で登録済み 必要に応じ各庁で追加登録
マスタ管理用ユーザ ※2	最高裁から個別に連絡	仮名	最高裁で登録

※1 当直ユーザ

時間外の勾留関係事務を行うためのユーザです。各庁の導入時に8ユーザずつ作成されています。足りない場合は各庁で追加して差し支えありません。ただし、職員番号は、以下のルールで設定してください。

■■■■■ + 「■■■■■ (■■■■■)」 + 「■■■■■」 東京地裁の場合の例 (■■■■■) : ■■■■■
--

また、ID を複数人で共有することが前提のため、氏名は、仮名を登録します (例: 「東京当直01」、「東京立川当直01」等)。

なお、各庁の導入時に登録した当直ユーザは、「官職」について、本庁は「書記官」、支部は「事務官」としています。これは、支部については部署の登録が1つだけの場合があり、「書記官」として登録すると、通常業務における書記官検索時に、当直ユーザが表示されてしまうためです (当

直ユーザの場合、官職が「書記官」「事務官」かによる動作上の違いはありません。).

※2 マスタ管理用ユーザ

KEITASの運用に当たり、本庁で管内の各支部のユーザ情報や基本設定等のメンテナンスをまとめて行いたい場合に使用するユーザです。マスタ管理用ユーザは最高裁において作成しますので、マスタ管理用ユーザを使用したい場合は、本庁から最高裁情報政策課情報処理第二係に御連絡ください。

なお、マスタ管理用ユーザは、庁のKEITAS運用の根本となる部分の設定を自由に行えるため、情報セキュリティの観点から、その利用に当たっては作成対象の支部、本庁で設定を行う項目、設定を行う職員を明確にし、その旨を運用ルール等で定めた上で、その内容を合わせて同係に御連絡ください。

(2) Web研修環境

ユーザ種類	登録する職員番号	氏名	登録主体
研修用ユーザ※3	■ + ■■■■■■ + ■	仮名	各庁で登録

※3 研修用ユーザ

Web研修環境には仮名のユーザが初期登録されています。足りない場合は各庁で追加して差し支えありません。ただし、職員番号は以下のルールで設定してください。

東京地裁の場合の例 (■■■■ + 「■■■■■(■■■)」 + 「■■■」)

なお、上記のルール以外の職員番号のユーザが既にWeb研修環境に登録してある場合、削除する必要はありませんが、新たに登録する際には必ず上記ルールに沿って登録してください。

5 雑事件記録に関する登録上の留意事項

雑事件記録に関する登録について、以下の2点について登録を失念する例が多く見受けられますので、今後の運用にあたっては、特に御注意ください。

(1) 合綴処理について

雑事件記録を本案記録に合綴した際は、必ず、KEITASにおいても合綴の処理を行うようお願いします。KEITAS上の合綴処理の方法は、KEITAS操作マニュアル9.2「記録の合綴」を参照してください。

なお、合綴されていない雑事件記録を検索する方法は以下のとおりですので、記録の合綴処理を行う際や、記録の合綴処理がなされているかを確認する際等の参考としてください。

<方法1：記録検索>

記録検索画面（DS01）において、「記録の種類」として「雑事件記録」を選択した上で、検索を行うと、合綴されていない雑事件記録が全て表示されます。

記録の種類として
「雑事件記録」を選択します。

チェックしないで
ください。

記録番号	記録名	記録日
雑事件記録 第1(七)号	雑事件記録	2000.01.01
雑事件記録 第2(七)号	雑事件記録	2000.01.02
雑事件記録 第3(七)号	雑事件記録	2000.01.03
雑事件記録 第4(七)号	雑事件記録	2000.01.04
雑事件記録 第5(七)号	雑事件記録	2000.01.05
雑事件記録 第6(七)号	雑事件記録	2000.01.06
雑事件記録 第7(七)号	雑事件記録	2000.01.07
雑事件記録 第8(七)号	雑事件記録	2000.01.08

上記画面から該当する事件の記録詳細入力画面（DS02）へ直接遷移できますので、確認と共に合綴処理を行うことができます。

ただし、刑の執行猶予言渡取消しの請求事件等のように本案記録に合綴されていない雑事件記録についても表示されていますので、記録と照合の上、実際に合綴されている記録についてのみ、合綴処理を行ってください。

<方法2：事件検索>

事件検索画面（AS01）において、「事件種類」として「刑事雑事件（る、む）」を選択した上で検索を行うと、合綴されている事件は、事件検索結果画面（AS08）で「記録保管部署」に「合綴」と表示されます。

事件種類として
「刑事雑事件(る、む)」
を選択します。

事件検索画面(AS01)

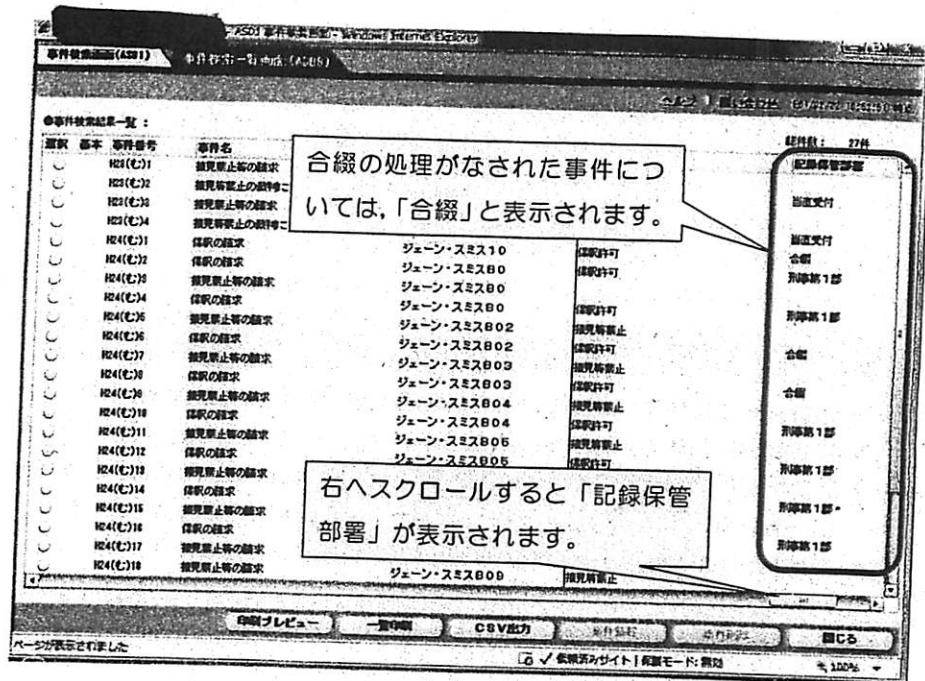
●担当部：

●裁判官：

●事件種類： 刑事雑事件(る、む)

●事件番号： 年 第 号

●基本事件番号： 年 第 号



さらに、終局年月日等の条件を追加すれば、表示される事件を絞りこむことができます。例えば、一定期間内に既済になった雑事件について、引継ぎ前に合綴漏れがないかどうか確認するという場合は、こちらの検索をしていただくと効率的です。

(2) 雑事件記録を上級審へ送付する際の取扱いについて

本案記録に合綴済みの雑事件記録については、合綴先の事件記録（本案記録）についてのみ送付・返戻の登録を行い、合綴済みの雑事件記録について送付・返戻の登録を行う必要はありません。

しかし、合綴済みの雑事件記録であっても、当該雑事件について不服申立てがなされたことに伴い、本案記録とともに雑事件記録を上級審へ送付する場合（規則271条）及び上級審から返戻された場合、雑事件簿記載事項である雑事件記録の送付年月日及び上級審からの記録返還年月日をKEITASに登録するため、いったん「合綴済」のチェックを外し、雑事件記録の送付・返戻の登録を行う必要があります。合綴先の事件記録（本案記録）の貸出・返却登録だけでは、雑事件簿記載事項の登録とはなりませんので、御注意ください。

<方法>

該当する雑事件の記録詳細入力画面（DS02）を開き、「合綴済」のチェックを外して登録を行った上、送付・返戻の登録をしてください。そして、記録が返戻された後、「合綴済」のチェックを再度付してください。なお、「合綴済」のチェックを外すことができるのは、当該雑事件の担当部署に所属するユーザとなっているのでご注意ください。